

平成21年度 環境パートナーシップかごしま総会

■と き 平成21年5月23日(土)10時45分～12時15分

■ところ かごしま環境未来館 2階 多目的ホール



—平成21年度総会会順—

開催日 場 所	時 間	項 目
5 月 23 日 於 ・ か ご し ま 環 境 未 来 館 多 目 的 ホ ー ル	10:45	—第1部— 開会 会長あいさつ 議案審議 頁 第1号議案 平成20年度活動報告 1 第2号議案 平成20年度収支決算及び監査報告 2 第3号議案 会則改正(案) 4 第4号議案 役員を選任(案) 7 第5号議案 平成21年度活動計画(案) 8 第6号議案 平成21年度収支決算(案) 9 第7号議案 顧問及びアドバイザーの選任(案) 10 その他 平成21年度「エコパかごしま環境宣言」について 11
	11:30	—第2部— DVD鑑賞会 ・地球温暖化と異常気象～エネルギーの活用を考える～ ・「大いなる河の流れ」
	12:15	終了

平成20年度活動報告

第1号議案

年	月	日	項目	説明	
20	5	8	第1回企画運営委員会	20年度事業計画・収支予算案作成について 他	
		25	植樹事業	桜島にて桜の種子採取を実施 (環境にやさしいまちづくりWG企画・担当)	
		31	平成20年度役員会・総会	平成19年度活動報告、収支決算及び監査報告 平成20年度活動計画案、収支予算案 平成20年度エコパかごしま環境宣言案 の承認など	
			講演会開催 講師:岡 靖敏氏	演題「今日の環境活動とエコパかごしまのこれから」	
			ホテル観察会	甲突池付近で実施 (自然ふれあいWG企画・担当)	
	7	5	キャンドルナイト(夏至)イベントに参加	エコパ団子などを提供してエコパかごしまをPR (温暖化対策WG生活班企画)	
		24	リサイクル学習会	冷水町あいご会・市リサイクル推進課と共同で実施 (有効資源WG企画・担当)	
	第2回企画運営委員会		ホームページ、広報誌作成について 他		
	9	14	自然観察会	生見浜で実施 (自然ふれあいWG企画・担当)	
		17	ホームページ開設	http://www.ecopa-kagoshima.jp (情報・広報WG担当)	
	10	11	リーフレット発行	19年度発行のリーフレットを修正して重版 3000部作成 (情報・広報WG担当)	
		11~13	環境フェスタかごしま2008に参加	実行委員会に参加し出展 ・活動紹介パネル展示 ・昔ながらのお団子作り(温暖化対策WG生活班担当) ・親子環境教室(講師:塩川委員長)	
			29	広報誌創刊号発行	A4・4ページ 10000部作成 (情報・広報WG企画・担当)
	11	29~30	2008かごしま環境フェアに参加	活動紹介パネルを展示し、エコパかごしまをPR	
	12	19	第3回企画運営委員会	会則の見直し、WGのあり方について 他	
		23	キャンドルナイト(冬至)イベントに参加	廃食油に関するアンケートを実施し協力者にはエコパ 団子スープを提供してエコパかごしまをPR (温暖化対策WG生活班)	
	21	2	1	リサイクルと循環型のまちづくり学習会	大崎町での循環型社会づくりの取り組みを学習 (温暖化対策WG生活班)
			25	環境学習会	資源の有効活用:省エネについて学習 (有効資源WG)
3		21	かごしま環境未来館登録団体交流会参加	エコパ活動状況報告	
		26	第4回企画運営委員会	各WG活動状況報告 21年度事業計画・予算作成について	

■通年で実施・取り組んだもの

自転車道路マップづくり調査の実施(5回)、公共交通機関利用促進調査準備(環境にやさしいまちづくりWG)
エコマネー導入に関する学習活動(環境にやさしいまちづくりWG)
事業所における快適環境づくり、エコ活動、温暖化防止のための施設・設備改善等調査準備(温暖化対策WG事業所班)
エコポイント制の調査・まとめ・広報啓発(有効資源WG)
環境学習に関する調査、学習教材の作成準備(環境学習推進WG)
企画運営委員連絡会の開催(10回)
毎月ミーティング実施(各WG)

■会員数(平成20年度末)

個人会員104 団体会員106 ※賛助会員を含む

平成20年度収支決算書

第2号議案

収入の部

(単位:円)

科目	20年度予算額 (A)	20年度決算額 (B)	増減額 (B-A)	内 訳
会費収入	1,400,000	1,309,000	△ 91,000	個人会員 1,000円×119口 団体会員 5,000円×238口
雑収入	1,716	1,984	268	預金利子
前年度繰越	1,020,284	1,020,284	0	
合 計	2,422,000	2,331,268	△ 90,732	

支出の部

(単位:円)

科目	20年度予算額 (A)	20年度決算額 (B)	残 額 (A-B)	内 訳
全体事業費	858,000	782,063	75,937	<ul style="list-style-type: none"> ・講師謝金 岡氏74,240円(旅費含む) 宮地氏9,600円 ・のぼり・はっぴ 141,750円 ・ドメイン取得料・運営経費等 49,875円 ・リーフレット作成 33,075円 ・広報誌作成 84,000円 ・ホームページビルダー 14,400円 ・パソコン購入 108,948円 ・ホームページ作成・運営経費 266,175円 ※執行残の理由: 消耗品等購入予算の残
ワーキンググループ事務活動費	210,000	210,000	0	・7つのワーキンググループ×3万円
管理費	694,000	470,680	223,320	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局従事者 407,200円(7~3月分) ・郵送料40,590円 (1,760円+18,060円+16,000円+4,770円) ・切手 12,500円(8,500円+4,000円) ・保険料(ボランティア保険)9,760円 ・残高証明発行手数料 630円 ※執行残の理由: 事務局員のお願いが遅れたため
予備費	660,000	0	660,000	
合 計	2,422,000	1,462,743	959,257	

(収入合計) (支出合計) (次年度繰越)
 2,331,268円 - 1,462,743円 = 868,525円

監査報告

平成20年度環境パートナーシップかごしまの収入及び支出決算の監査を行い、詳細を審査いたしましたところ、違算なく適正に処理されていることを確認しましたので報告します。

平成21年4月28日

監事

清水

建司



柳井田

浩子



環境パートナーシップかごしま会則改正

新	旧
(名称) 第1条 この会の名称は、環境パートナーシップかごしま(以下「本会」という。)とし、通称を「エコパかごしま」とする。	(名称) 第1条 この会の名称は、環境パートナーシップかごしま(以下「本会」という。)とし、通称を「エコパかごしま」とする。
(目的) 第2条 本会は、鹿児島市環境基本条例を踏まえ、環境をより良くし、将来の世代にその環境を引き継いでいくために、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら、循環と共生を基調にした環境にやさしい持続可能な社会を協働して構築することを目的とする。	(目的) 第2条 本会は、鹿児島市環境基本条例を踏まえ、環境をより良くし、将来の世代にその環境を引き継いでいくために、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら、循環と共生を基調にした環境にやさしい持続可能な社会を協働して構築することを目的とする。
(基本方針) 第3条 本会の基本方針は、次のとおりとする。 (1) 市民、事業者、行政がそれぞれの立場を一步踏み越えた公共の領域で、本市の環境について協議する。 (2) 環境をより良くするための活動計画等を提案し、共有する。 (3) 日常生活や事業活動等において、その活動計画を実践する。	(基本方針) 第3条 本会の基本方針は、次のとおりとする。 (1) 市民、事業者、行政がそれぞれの立場を一步踏み越えた公共の領域で、本市の環境について協議する。 (2) 環境をより良くするための活動計画等を提案し、共有する。 (3) 日常生活や事業活動等において、その活動計画を実践する。
(事業) 第4条 本会は、県などの関係機関との連携を図りながら、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 環境に関する情報の収集及び提供 (2) 環境保全に関する普及啓発 (3) 環境学習の推進 (4) 環境保全活動の促進及び支援 (5) その他目的を達成するために必要な活動	(事業) 第4条 本会は、県などの関係機関との連携を図りながら、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 環境に関する情報の収集及び提供 (2) 環境保全に関する普及啓発 (3) 環境学習の推進 (4) 環境保全活動の促進及び支援 (5) その他目的を達成するために必要な活動
(組織) 第5条 本会は、第2条の目的に賛同する個人会員、団体会員及び本会を支援する賛助会員をもって組織する。	(組織) 第5条 本会は、第2条の目的に賛同する個人会員、団体会員及び本会を支援する賛助会員をもって組織する。
(会費) 第6条 会員は、年1口以上の会費を次のとおり納入するものとする。 個人会員 1口/年 1,000円 うち学生会員 無料 団体会員 1口/年 5,000円 賛助会員 個人1口/年 1,000円 団体1口/年 5,000円	(会費) 第6条 会員は、年1口以上の会費を次のとおり納入するものとする。 個人会員 1口/年 1,000円 団体会員 1口/年 5,000円 賛助会員 個人1口/年 1,000円 団体1口/年 5,000円
(役員) 第7条 本会に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 3名以内 (3) 理事(会長、副会長を含む。) 20名以内 (4) 監事 2名以内	(役員) 第7条 本会に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 3名以内 (3) 理事(会長、副会長を含む。) 20名以内 (4) 監事 2名以内
2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。	2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ指名した順序によりその職務を代理する。	3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ指名した順序によりその職務を代理する。
4 役員は、総会において選任する。	4 役員は、総会において選任する。
	5 前項の規定に関わらず、副会長のうち1名は、第12条に規定する企画運営委員会の委員長をもって充てる。
5 役員は、役員会を構成し、本会の運営方針、各年度の事業計画、予算及び決算を審議し、総会に提出する。	6 役員は、役員会を構成し、本会の運営方針、各年度の事業計画、予算及び決算を審議し、総会に提出する。
6 監事は、本会の会計を監査する。	7 監事は、本会の会計を監査する。
7 役員は、任期は、2年とする。ただし、補欠役員は、前任者の残任期間とする。	8 役員は、任期は、2年とする。ただし、補欠役員は、前任者の残任期間とする。
8 役員は、再任されることができる。	9 役員は、再任されることができる。

(顧問) 第8条 本会に、顧問を置くことができる。	(顧問) 第8条 本会に、顧問を置くことができる。
2 顧問は、総会において選任するものとする。	2 顧問は、総会において選任するものとする。
3 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。	3 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。
(アドバイザー) 第9条 本会に、アドバイザーを置くことができる。	(アドバイザー) 第9条 本会に、アドバイザーを置くことができる。
2 アドバイザーは、総会において選任するものとする。	2 アドバイザーは、総会において選任するものとする。
3 アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。	3 アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。
4 アドバイザーは、総会及び役員会等に出席し助言を行うことができる。	4 アドバイザーは、総会及び役員会等に出席し助言を行うことができる。
(総会) 第10条 総会は、年1回以上会長が召集する。	(総会) 第10条 総会は、年1回以上会長が召集する。
2 総会の議長は、会長が行う。	2 総会の議長は、会長が行う。
3 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	3 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4 総会は、次の事項を審議し、決定する。 (1) 事業計画及び予算に関すること。 (2) 事業報告及び決算に関すること。 (3) 役員相互の互選に関すること。 (4) 会則の改正に関すること。 (5) その他、本会の運営において重要と認められる事項	4 総会は、次の事項を審議し、決定する。 (1) 事業計画及び予算に関すること。 (2) 事業報告及び決算に関すること。 (3) 役員相互の互選に関すること。 (4) 会則の改正に関すること。 (5) その他、本会の運営において重要と認められる事項
(会長の専決事項) 第11条 会長は、総会において当該年度の予算が決定する前に、事務又は事業の性質上、必要があると認めるときには、前条第4項の規定に関わらず、 会長及び第15条第3項に規定する事務局長との協議の上で、その決定に基づき、予算を執行できるものとする。 この場合において、会長は、次の 役員会及び総会 において執行状況を報告するものとする。	(会長の専決事項) 第11条 会長は、総会において当該年度の予算が決定する前に、事務又は事業の性質上、必要があると認めるときには、前条第4項の規定に関わらず、役員会の決定に基づき、予算を執行できるものとする。この場合において、会長は、次の総会において執行状況を報告するものとする。
(企画運営委員会) 第12条 本会の方針に基づき、協力して必要な事業を推進するため、役員会の下に企画運営委員会を置く。	(企画運営委員会) 第12条 本会の方針に基づき、協力して必要な事業を推進するため、役員会の下に企画運営委員会を置く。
2 企画運営委員会は、第13条第4項に規定するワーキンググループのリーダーと会長が指名する者をもって構成する。ただし、本会の運営等に関する会員間の情報交流や意思疎通を目的に、希望する会員が参加できる企画運営委員会も開催することができる。	
3 企画運営委員会は、事業計画、予算及び決算を作成し、役員会に提案する。	2 企画運営委員会は、事業計画、予算及び決算を作成し、役員会に提案する。
4 企画運営委員会は、本会の全体事業の企画及び運営並びにワーキンググループの調整を行う。	3 企画運営委員会は、本会の全体事業の企画及び運営並びにワーキンググループの調整を行う。
	4 企画運営委員会は、各ワーキンググループから推薦された者、会長及び事務局長が指名する者をもって構成する。ただし、会員の中から希望する者は、会議に参加することができる。
5 企画運営委員会の委員長は、第7条第1項に規定する役員会の副会長のうち1名をあてる。また委員長は、委員の中から副委員長を指名する。副委員長の任期は2年とする。ただし、再任されることができる。	5 企画運営委員会を運営するため、企画運営委員の互選により委員長及び副委員長を置く。
6 委員長は、委員会を原則として月1回召集する。	

7 委員長は、役員会において企画運営委員会の活動状況を報告する。	6 委員長は、役員会において企画運営委員会の活動状況を報告する。
	7 委員長及び副委員長の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。
8 ワーキンググループのリーダーが企画運営委員会に出席できない場合は必ず代理を出席させる。	
9 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。	8 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
(ワーキンググループ)	(ワーキンググループ)
第13条 本会の事業を推進するため、ワーキンググループを置く。	第13条 本会の事業を推進するため、ワーキンググループを置く。
2 ワーキンググループの設置及び統廃合については、本会の基本方針に基づき企画運営委員会で協議し、総会に諮るものとする。	2 ワーキンググループの設置及び統廃合については、本会の基本方針に基づき企画運営委員会で協議し、総会に諮るものとする。
3 ワーキンググループは、中長期の目標を立て、具体的な活動を実施する。	3 ワーキンググループは、中長期の目標を立て、具体的な活動を実施する。
4 ワーキンググループに、リーダー及びサブリーダーを置く。	4 ワーキンググループに、リーダー及びサブリーダーを置く。
5 ワーキンググループには、会員の中から希望する者は誰でも参加できるものとする。	5 ワーキンググループには、会員の中から希望する者は誰でも参加できるものとする。
6 リーダーは、ワーキンググループをとりまとめ、その総意を企画運営委員会に反映する。	
(経費)	(経費)
第14条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。	第14条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。
(事務局)	(事務局)
第15条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。	第15条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
2 事務局は、鹿児島市環境局内に置き、総括及び会計事務を処理する。	2 事務局は、鹿児島市環境局内に置き、総括及び会計事務を処理する。
3 事務局に責任者として事務局長を置く。	
(委任)	(委任)
第16条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。	第16条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。
付則	付則
この会則は、平成19年3月24日から施行する。	この会則は、平成19年3月24日から施行する。
この会則は、平成21年5月23日から施行する。	

役員を選任(案)

(敬称略、順不同)

会 長	地頭 蘭 隆	鹿児島大学農学部准教授
副会長	塩川 哲郎	地球環境フォーラム鹿児島事務局長
	吉村 優紀	鹿児島青年会議所理事長
	川原 勤	鹿児島市環境局長
理 事	加藤 孝典	九州電力株式会社鹿児島営業所所長
	津曲 貞利	日本ガス株式会社代表取締役社長
	永田 文治	鹿児島銀行取締役頭取
	村山 雅子	かごしま市民環境会議代表
	竹元 明	鹿児島商工会議所専務理事
	田所 泰博	鹿児島県経営者協会専務理事
		鹿児島経済同友会常任幹事
	遠矢 仁司	鹿児島市PTA連合会会長
	窪 俊夫	かごしま森林組合代表理事組合長
	川畑 俊彦	鹿児島県建設業協会会長
	酒匂 辰美	鹿児島市漁業協同組合代表理事組合長
	水野 雄司	株式会社日本政策投資銀行南九州支店長
	澄川 勇治	日本政策金融公庫鹿児島支店農林水産事業統轄
監 事	清水 建司	鹿児島県地球温暖化防止活動推進センター長
	柳井田 浩子	鹿児島市消費生活情報連絡員OB会

年	月	日	活動計画	
21	4	16	企画運営委員連絡会(企画運営委員会)	
	5	16	植樹事業・桜の種子採取と埋め込み(桜島)(環境にやさしいまちづくりWG)	
		20	学習会「自然界の微生物を利用した環境にやさしい農業・緑化技術について」開催(環境にやさしいまちづくりWG)	
		23	平成21年度役員会・総会 交流会	
	6	中旬	企画運営委員会	
		20	キャンドルナイト・夏至(温暖化対策WG生活班)	
		下旬	エコパ携帯サイトの開設(情報広報WG)	
	7	中旬	企画運営委員会	
		下旬	広報誌第2号発行(情報・広報WG)、鹿児島市水道局見学(有効資源WG)	
	8	中旬	企画運営委員会	
	9	中旬	企画運営委員会	
	10	上旬	リーフレット改訂(情報・広報WG)	
		中旬	企画運営委員会	
		下旬	植樹事業・播種(桜島)(環境にやさしいまちづくりWG)	
	11	上旬	環境フェスタかごしま2009に参加	
		中旬	企画運営委員会	
		下旬	2009かごしま環境フェアに参加	
	12	中旬	企画運営委員会	
		23	キャンドルナイト・冬至(温暖化対策WG生活班)	
	22	1	中旬	学習会「エコマネー」開催(環境にやさしいまちづくりWG)
			中旬	企画運営委員会
2		上旬	広報誌第3号発行(情報・広報WG)	
		中旬	環境セミナー開催(有効資源WG)	
		中旬	企画運営委員会	
3		中旬	企画運営委員会	

■通年で実施・取り組んでいくもの

自転車道路調査の実施、環境にやさしいマップづくり作成(環境にやさしいまちづくりWG)
事業所における温暖化防止のための快適環境づくり、エコ活動、施設・設備改善等調査(温暖化対策WG事業所班)
廃食油のBDF利用などに関する研究(温暖化対策WG生活班)
資源の有効利用事例収集と周知・実践(有効資源WG)
環境学習勉強会実施、環境学習資料作成(環境学習推進WG)
ホームページの更新及び管理、情報収集及び発信(情報広報WG)
毎月ミーティングの実施(各WG)

収入の部

(単位:円)

科目	予算額 (A)	前年度決算額 (B)	比較増減 (A-B)	備考
会費収入	1,380,000	1,309,000	71,000	個人会員 1,000 × 130口 団体会員 5,000 × 250口
前期繰越金	868,525	1,020,284	△ 151,759	
雑収入	336,475	1,984	334,491	ワーキンググループ活動事務費返却 利息
合計	2,585,000	2,331,268	253,732	

支出の部

(単位:円)

科目	予算額 (A)	前年度決算額 (B)	比較増減 (A-B)	説明
全体事業費	939,000	782,063	156,937	・学習会等講師謝金・交通費 ・広報誌作成費 ・リーフレット改訂費 ・ホームページ維持管理費 ・携帯サイト開設費 ・植樹事業経費 ・イベント出展経費 ・印刷費 ・郵送料 など
ワーキンググループ活動事務費	210,000	210,000	0	・7つのワーキンググループ × 3万円
管理費	753,000	470,680	282,320	・事務局従事者賃金 ・印刷費 ・保険料(ボランティア保険) など
予備費	683,000	0	683,000	
合計	2,585,000	1,462,743	1,122,257	

顧問及びアドバイザーの選任(案)

顧問

鹿児島市長 森 博幸

アドバイザー

鹿児島市環境アドバイザー 末吉 竹二郎

平成21年度「エコパかごしま環境宣言」

私たち、エコパかごしまの会員は、現在の環境をより良くし、その環境を子供たちに引き継いでいくために、日常生活や事業活動において次のような活動に率先して努めます。

- ものを大切にする、再利用する、ゴミを少なくするなど、「もったいない」に努めます。
- マイバッグ、マイはし、マイカップの持参など、資源の節約に努めます。
- 電気・燃料・水の無駄な使用をやめ、省エネに努めます。
- バス・電車などの公共交通機関の利用に努めます。
- 環境をテーマとしたイベント、緑化・美化などの環境活動に積極的に参加します。
- かごしまの自然を知り、自然を守る活動に積極的に参加します。
- 家庭、職場、学校、地域で環境をより良くするための活動の輪を拡げます。